

長南町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(長南町情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第4条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、長南町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年長南町条例第2号）第2条に規定する長南町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(実施状況の公表)

第5条 町長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の実施状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長南町個人情報保護条例の廃止)

第2条 長南町個人情報保護条例（平成16年長南町条例第10号）は、廃止する。

(長南町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の長南町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知ることができた旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項に規定する受託者の事務に従事している者又はこの条例の施行前に当該事務に従事していた者に係る同条第2項の規定による当該事務に関して知ることができた旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第28条又は第35条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第48条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の旧条例第2条第6項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの、又はその他の記述等により特定の旧保有個人情報を容易に

検索できるように体系的に構成したもので、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含
む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有
していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提
供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。